

## ご質問・ご意見・ご提案のルール

### ①ご質問やご意見・ご提案をされる場合

- ・ご質問やご意見そしてご要望の要旨をメモにし、所属する支部と組、氏名をメモに書き込む（封印しても可）
- ・メモを組長さんに届ける
- ・組長さんは速やかに支部長さん宅へ届ける
- ・支部長さんは速やかに地域の副会長宅へ届ける

### ②ご質問やご意見・ご提案の取り扱い

当該地域の副会長は、会長宅へ早急に届け、ご質問やご意見・ご提案内容に関して、執行部にて協議を行い、必要に応じて、該当する支部長さんにも協議に加わっていただき、適切な対応を心がける。

内容いかんによっては、役員会で協議を行い、議決を要する場合も想定されるため、ご質問やご意見・ご提案をされた会員の方へ、事前にご相談申し上げ、役員会で検討した結果をご報告させていただく。

ご質問やご意見・ご提案のメモは、会長または会長が委嘱した者が、保管することとする。

### \*このような手続きをお願いする理由としては

- ・執行部の役員より長く居住されている方からのご質問やご意見・ご提案の場合、地域の実情に関する執行部の理解が浅いため、適切な回答を申し上げられない場合がある。
- ・可及的速やかなご要望に対して、即答した場合、事前準備なしでの対応となり、的確な回答を申し上げることができず、場合によって、不適切な対応をしてしまうことが懸念される。
- ・感情をとまなうような場合、当事者同士のやり取りに陥るケースも散見されることから、より、客観的な問題解決を図るため、多くの関係者等からのご意見をお聞きすることも必要かと思われ、できる限り、自治会活動に支障が出ないよう配慮した対応が望まれる。
- ・行政に要望するような事案に関しては、あらかじめ、現地を視察するとか、地域住民からの聞き取りなどもしなければならない
- ・場合によっては、自治会独自の取り決めなどを加えて、回答しなければならないことも考えられることから、役員会で協議し採決の上、回答することもありうる。